

鹿屋市では、子育て支援の一環として、新生児から対応するチャイルドシートを無料で貸し出しています。貸出しを受けた方は、下記事項をよくお読みのうえ、チャイルドシートをご使用ください。

1 貸出対象者

下記の要件の全てに該当する方です。

- ① 市内に住所を有する方
- ② 現に普通自動車を運転することができる免許を有している方
- ③ 1歳未満の乳児（帰省の場合にあっては、4歳以下）を乗車させて運転する必要のある方又は出産をおおむね1ヶ月後に控えている方
- ④ 乳児がチャイルドシートを装着した自動車に乗車できる状態であること（帰省の場合にあっては、体重18kg以下であること）
- ⑤ チャイルドシートを装着できる自動車を使用する方（一部装着できない自動車、座席があります。）

※下記に該当する座席には装着できません。（後部座席への装着が基本です。）

- ・前方にエアバッグが装備された座席
- ・シートベルトが付いていない座席
- ・進行方向に対して横向きあるいは後ろ向きの座席
- ・2点式シートベルト（腰ベルトの2点式で固定するタイプ）が付いている座席
- ・その他、座席、シートベルト等に特殊な機能がある等、完全に装着できない場合

合

2 貸出期間

使用対象児童が満1歳となる月末まで（帰省の場合にあっては、原則3週間以内）

3 貸出しの条件

下記の各号に違反した場合は、貸出しの取消しや、貸出しに要した費用の全部又は一部を賠償しなければならないことがあります。

- ① 児童を乗せて運転するときは、本事業のチャイルドシートを装着し、当該児童の安全を確保すること
- ② チャイルドシートに故障等が発生した場合及び交通事故又は落下等によりチャイルドシートが強い衝撃を受けた場合は、直ちに使用を中止し、届け出ること
- ③ チャイルドシートを転貸し、又は目的外に使用しないこと
- ④ チャイルドシートを故意に破損し、又は汚損しないこと
- ⑤ チャイルドシートを返納するときは、カバー等のクリーニングを行い、正確に返納届を記入し、かつ使用状況の概要を報告すること
- ⑥ 貸出期間満了日までに返納すること

4 返納

貸出しの要件に該当しなくなったとき、あるいは貸出期間が満了したときは、カバーのクリーニングが完了した旨の証明を受けて、貸出しを受けた場所へ裏面の「返納届」とともに返却してください。

※カバーのクリーニングについて（最寄りのクリーニング店で行ってください）

- ・本体カバー、インナークッション、肩当て等をクリーニングしてください。
- ・クリーニングに係る費用は自己負担です。
- ・クリーニングした後は、カバーをはずしたまま返却してください。

【貸出窓口及び問い合わせ先】

鹿屋市役所 子育て支援課	0994-31-1134(直通)	輝北総合支所 住民サービス課	099-486-1111 (内線 2210)
吾平総合支所 住民サービス課	0994-58-7231 (内線 5304)	串良総合支所 住民サービス課	0994-63-3112 (内線 4301)
保健相談センター	099441-2110(直通)		

